

議 案 第 4 2 号

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ゆらぎ館	宿泊室	1 人 1 泊	中学生以上	6 , 6 0 0 円
			小学生以下	4 , 4 0 0 円
	研修室	1 時間	1 , 1 0 0 円	
	浴室	1 人 1 回	5 5 0 円	

」を

「

ゆらぎ館	宿泊室	1 人 1 泊	中学生以上	6 , 6 0 0 円
			小学生以下	4 , 4 0 0 円
	研修室	1 時間	1 , 1 0 0 円	
	浴室	1 人 1 回	5 5 0 円	

作楽工房	宿泊室	1 人 1 泊	中学生以上	3 , 3 0 0 円
			小学生以下	1 , 6 5 0 円

」に

改め、同表備考中「宿泊室」を「ゆらぎ館の宿泊室」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

作楽工房の宿泊利用を開始することに伴い、利用料金を定めるため、本案を提出する。